

資料 2 - 2

地域型保育事業の施設と運営について（案）

（小規模保育事業・事業所内保育事業）

本内容は、「鹿沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下「条例」）第3条の定めるところのほか、心身ともに健やかな育成のために必要な安全面等に適切な保育環境の確保を図るうえで推奨される基準について示したものになります。

また、本内容は、地域型保育事業のうち小規模保育事業及び事業所内保育事業を実施する事業者（以下「地域型保育事業者」）及び事業施設（以下「地域型保育事業所」）のみを示したものであります。今後、国等から示された内容等で変更になる場合もありますのでよろしく願いいたします。

【1】設 備

1 行政指導基準

○ 指詰め防止策

児童の安全を確保するため、保育室の出入口、児童用トイレ、ベビーゲートなど、児童が通常出入する戸、扉等、必要に応じ指詰め防止を施してください。

○ 不審者の侵入防止策

不審者の侵入を防止するため、保育所の出入口は施錠を行うこと。施設に入れる際に顔等人物を確認できるようにしてください。モニタ、オートロックの設置が望ましい。

フェンスは児童の飛び出し及び不審者の侵入防止に配慮した構造にしてください。

○ 照明器具などの飛散防止策、落下防止策

地震や遊具等がぶつかることなどによる落下や破損時の被害を最小限に抑えるため、保育室、児童用トイレ、玄関など、児童が通常立ち入る部分にあるガラス、照明器具（ダウンライトを含む。）等について、落下防止及び飛散防止を行ってください。

棚上のもの等については落下防止策を施してください。

吊り戸棚については耐震ラッチ等による落下防止策が講じてください。

○ 建具などの面取り

保育室、児童用トイレ、玄関など、児童が通常立ち入る部分にある柱、建具、棚等に面取りを施してください。また、突起物等に対する安全性に配慮してください。

○ 感電防止

コンセントについては児童の手の届かない場所（高さ）への設置や、カバーやシャッター一つきのものにするなどにより、児童の安全性を確保してください。

カバー等を取り付けることによる突起等に対する安全性についても配慮してください。

○ 転落防止策

乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、階段、ベランダ等の転落防止用の柵等については、児童が乗り越えることができないよう縦格子柵等とし、柵の高さは足がかりから120cm以上、幅は内法8cmを基本とするなど、児童の安全性を確保してください。

窓の近くやベランダに足がかりとなるようなものを置かないでください。

○ 階段の安全対策

階段には児童も安全に使用することができる手すりを設置することなどにより、児童の安全性を確保するとともに、災害発生時の避難における安全の確保に万全を期してください。

2 基準設備・面積の考え方（遵守）

1) 保育室等

条例第29条、第33条、第34条、第44条に規定する面積以上とします。

【趣旨】

乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室の面積に関する基準について規定したものである。

【解説】

○ 基準面積の考え方

要綱に定める基準面積は有効に乳幼児が活動することの可能な面積を指す。

ただし、一日のうち特定の時間帯のみ保育を目的として配置するものについては基準面積に含めることができる。

○ 基準面積に含めることができるもの（例）

- ・ 食事の際に使用する机、椅子
- ・ 遊びの時間に使用する遊具
- ・ 吊り戸棚等、床から180cm以上上部に取り付けられているもの

○ 基準面積に含めることができないもの（例）

- ・ ロッカーや棚、本棚等、常設のもの
- ・ ピアノやオルガン等、可動式であっても常時保育室内に配置されているもの

○ 区画（推奨）

室内での遊び・活動を基本とする0歳児及び1歳児はほふくスペースを確保することな

どを目的として、2歳児とは基準面積が異なるものであり、可能な限り年齢ごとに区分すること。少なくとも0歳児室については明確に区分することとし、安全性にも配慮し、他の児童が容易に立ち入れないように注意してください。

区分に当たっては、柵等の倒壊、転倒等がないよう十分配慮し、安全性を確保してください。

2) 医務室 (推奨)

静養できる機能を有する部屋の確保してください。事務室と兼用も可です。

【趣旨】

乳幼児の医務室の基準について規定したものである。

【解説】

事務室等に設ける場合であっても、事務用機器の位置等にも配慮したスペースを医務コーナーとして設定し、カーテンをつけるなどにより静養できる環境を確保する必要があり、医務コーナーには医薬品等を備え、体温計、水枕、消毒薬、絆創膏類は最低限備えることが必要であります。

【「認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日雇児発第177号）」（別添）認可外保育施設指導監督基準7（5）】

3) 屋外遊戯場 (一部推奨)

条例第29条、第33条、第34条、第44条に規定する面積以上とします。

【趣旨】

屋外遊戯場の基準について規定したものであること。

【解説】

園庭を有することが望ましいが、確保できずに代替遊戯場を利用する場合は保育所から代替遊戯場までの経路が安全であること。また、代替遊戯場は保育所から徒歩で概ね5分以内の距離であることが望ましく、水飲み場とトイレが設置されている必要があります。（ただし、隣接する公共施設等に児童が支障なく利用できる水飲み場とトイレが整備されている場合はこの限りではありません。）

また、屋上を屋外遊戯場として使用する場合には安全性を確保するため、児童の転落防止や遊具の落下防止等に万全を期するほか、「児童福祉施設最低基準の一部改正について」（平成14年12月25日雇児発第1225008号）第2の1(4)及び同5の基準を満たしてください。(推奨)

4) 調理室 (推奨)

入所児童が保育室から簡単に立ち入ることがないように保育室と区別してください。定員に見合う面積及び設備も確保してください。

【趣旨】

調理等を行うスペースの基準について規定したものである。

【解説】

安全衛生の観点に加え、音や臭いにも配慮し、児童の安全性を確保するため、保育室と明確に区画し、密閉できる構造となっている必要があります。

また、調理室の構造設備についてはあらかじめ保健所に相談し、その指導に従うこと。

食品製造業等取締条例第五条の四に基づき保健所へ届出を行うとともに、保健所の指導に従うこと。

(参考) 社会福祉施設における衛生管理について (平成9年3月31日社援施第65号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課・社会・援護局施設人材課・老人保健福祉局老人福祉計画課・児童家庭局企画課長連名通知)

(参考) 児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について (平成9年6月30日児企第16号厚生省児童家庭局企画課長通知)

(参考) 社会福祉施設における衛生管理の自主点検の実施について (平成9年8月8日社援施第117号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課・厚生省社会・援護局施設人材課・厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課・厚生省児童家庭局企画課長連名通知)

(参考) 児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について (平成13年8月1日雇児総第36号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)

(調乳室)

調乳室を設置することが望ましい。

保育室内に調乳スペース(室)を設ける場合は、安全性に十分配慮すると共に、衛生面について保健所の指導を受けること。特に、児童が立ち入る可能性のある場所に設置された調乳スペースについては、ポット等の転倒や落下防止に万全を期する必要がある。

保育室内に調乳スペース(室)を設けない場合は、調理室において調乳を行うこと。この場合、調理員による調乳を基本とし、保育士が調乳のために保育室を離れることによって児童の安全が損なわれることのないよう注意すること。

(参考) 乳児の保育を行う認可保育所については「保育所における乳児に係る保母の配置基準の見直し等について」(平成10年4月9日児発第305号厚生省児童家庭局長通知)により調乳室の設置を求めている。

5) その他 (推奨)

便所には、保育室用とは別に便所専用の手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されており、かつ入所児童が安全に使用することができるものをしてください。

幼児用便所の数は、1以上は確保してください。

【趣旨】

便所、手洗い等の基準について規定したものである。

【解説】

便所、手洗いその他水周りの衛生関係設備の整備に当たっては、以下の点に留意する必要があります。

○ 便所

使用の実態や生活指導の面から十分な数を設置してください。

○ 手洗い設備

衛生面の配慮から、保育室用と便所用の手洗い設備は別に設けてください。

児童用手洗いで給湯可能なものについては熱傷に十分注意するとともに、あらかじめ、熱湯が出ないように設定してください。パイプは児童に触れない仕様にしてください。

○ 汚物流し

衛生面への配慮から、原則として汚物流しを設置してください。

汚物流しには蓋を設置することなどにより、感染や事故等が起こることのないよう注意してください。

○ 沐浴設備

衛生面への配慮から、原則として沐浴設備あるいはシャワーブースを設けてください。

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び医務室の位置 (推奨)

乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び医務室（以下「保育室等」という。）は、特別の理由のない場合は、1階に設けることが望ましい。

【趣旨】

乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び医務室を設置する際の位置についての基準について規定したものである。

【解説】

安全性の面から乳幼児が使用する施設は1階に設けることが望ましい。やむをえず2階以上の階に設置する場合であっても、階段による避難には限界があることから、地域型保育事業所の設置を予定する場所を決める際には消防機関等と事前に相談し、職員による避難及び消防機関等による救助が可能な高さ（階数）を設定すること。この場合、相談した結果救助可能と判断された旨を文書により提出すること。

（参考）「児童福祉施設最低基準の一部改正について」（平成14年12月25日雇児発第1225008号）第2(3)(ア)“当該建物が耐火建築物の場合に限り、かつ、職員、消防機関による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。”

なお、はしご車は概ね地上5階程度まで届くようだが地上5階であっても立地条件によっては救助ができない可能性がある。

4 避難路

非常口は、火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2箇所2方向設置すること。保育室等を1階に設ける場合及び屋上に屋外遊戯場を設ける場合においても、2方向の避難経路を確保すること。

【趣旨】

非常時において安全に避難するための基準について規定したものである。

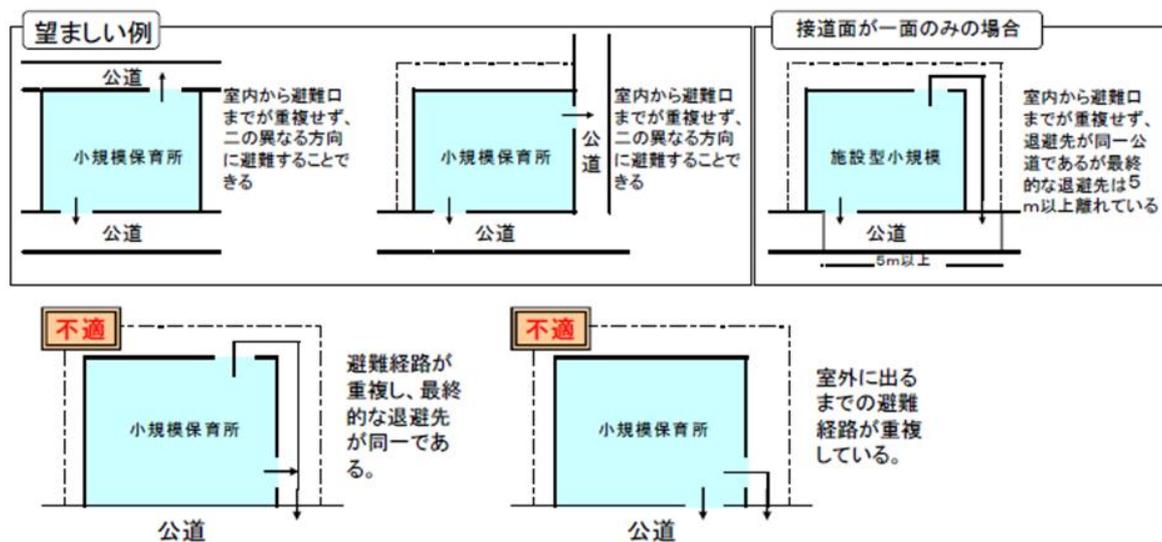
【解説】

2箇所の避難口は室内から避難口に到達するまでの経路ができる限り重複しない配置にすること。

避難路は建築基準法第42条に規定する道路に出るものであること。同一避難路を通過して敷地外に出る経路は不可とする。また、避難路は幅1.5m以上を確保することが望ましい。

なお、公道の接道面が1面であることにより、避難先が同一の公道である場合には、最終的な避難位置が5m以上離れていること。

(下図参照)



○建築基準法(昭和二十五年五月二十四日 法律第二百一号)

第四十二条 この章の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員四メートル(特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、六メートル。次項及び第三項において同じ。)以上のもの(地下におけるものを除く。)をいう。

一 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路

二 都市計画法、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)、旧住宅地造成事業に関する法律(昭和三十三年法律第百六十号)、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)、新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の

促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)又は密集市街地整備法(第六章に限る。以下この項において同じ。))による道路

三 この章の規定が適用されるに至つた際現に存在する道

四 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法による新設又は変更の事業計画のある道路で、二年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの

五 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

2 この章の規定が適用されるに至つた際現に建築物が立ち並んでいる幅員四メートル未満の道で、特定行政庁の指定したものは、前項の規定にかかわらず、同項の道路とみなし、その中心線からの水平距離二メートル(前項の規定により指定された区域内においては、三メートル(特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、二メートル)。以下この項及び次項において同じ。)の線をその道路の境界線とみなす。ただし、当該道がその中心線からの水平距離二メートル未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離四メートルの線をその道路の境界線とみなす。

3 特定行政庁は、土地の状況に因りやむを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する中心線からの水平距離については二メートル未満一・三五メートル以上の範囲内において、同項に規定するがけ地等の境界線からの水平距離については四メートル未満二・七メートル以上の範囲内において、別にその水平距離を指定することができる。

4 第一項の区域内の幅員六メートル未満の道(第一号又は第二号に該当する道にあつては、幅員四メートル以上のものに限る。)で、特定行政庁が次の各号の一に該当すると認めて指定したものは、同項の規定にかかわらず、同項の道路とみなす。

一 周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認められる道

二 地区計画等に定められた道の配置及び規模又はその区域に即して築造される道

三 第一項の区域が指定された際現に道路とされていた道

5 前項第三号に該当すると認めて特定行政庁が指定した幅員四メートル未満の道については、第二項の規定にかかわらず、第一項の区域が指定された際道路の境界線とみなされていた線をその道路の境界線とみなす。

6 特定行政庁は、第二項の規定により幅員一・八メートル未満の道を指定する場合又は第三項の規定により別に水平距離を指定する場合においては、あらかじめ、建築審査会の同

意を得なければならない。

5 保育室等を2階以上に設置する場合の要件（遵守）

「鹿沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」抜粋

保育室等を2階に設ける場合は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける場合は次のイからクまでの要件にそれぞれ該当するものであること。ただし、保育室等を2階以上の複数階にわたり設ける場合の基準については、その保育所の構造設備の全てについて、設置する階のうち最も高い階の基準を適用すること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

イ 保育室等を設ける別表第4の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定める施設又は設備が1以上設けること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備を避難上有効な位置に設け、かつ、保育室等の各部分からその位置に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けること。

エ 調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。)以外の部分と調理室の部分とが、建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第112条第1項の規定により特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものを設けていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置を設け、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置を講じていること。

オ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他入所児童が出入りし、又は通行する場所に、入所児童の転落事故を防止する設備を設けていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備を設けていること。

ク カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

【趣旨】

施設設備等の基準について主に防災上の観点から規定したものである。

【解説】

建築基準法等の関係諸規定に適合していることは言うまでもないが、保育所の整備にあたっては建築基準法に加えてより一層の安全性を求める基準が適用されるため、検査済証、用途変更の確認済証等に加え、3階以上に保育所を設置する場合の基準を満たすことを確認するため、一級建築士による証明書を提出する必要がある。(行政指導)

6 耐震性能に関する要件 (推奨)

地域型保育事業所を設置する建物は、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとし、イに該当するものにあつては、当該事実を客観的に証明することができる書類を提出してください。

ア 昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建築物

イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつてはI_s値が0.7以上かつq値が1.0以上、木造の建築物にあつてはI_w値が1.1以上であることが確認された建築物。

【趣旨】

施設の基準について防災上の観点から規定したものである。

【解説】

東日本大震災以降、特に地震への備えに対する関心が高まっており、市民の安全、安心の要求に応じていく必要がある。そこで、新たに整備する場合は耐震性能を備えていることを公表とすることとした。

イに該当する場合の「当該事実を客観的に証明できる書類」は、指定確認検査機関、一級建築士、二級建築士（当該建物が建築士法（昭和25年法律第202号）第三条の規定に該当する場合を除く。）、登録住宅性能評価機関、地方公共団体のいずれかが、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に定める方法により耐震診断を行った上で発行する証明書を指す。

【2】食事の提供について（推奨）

原則として利用する乳幼児に対して、保育施設内で調理する方法により食事の提供を行う必要があります。

ただし、連携施設又は給食搬入施設（同一事業者が運営する他の小規模保育施設、社会福祉施設、病院）において食事を調理・搬入する場合は保育施設内で調理する方法をとらないことができます。

1) 保育施設内で調理する方法により食事を提供する場合

- ・ あらかじめ作成された献立に従って行うこと。また、その献立は、できる限り変化に富み、保育を行っている児童の健全な発育に必要な栄養素を含有するものでなければならない。
- ・ 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに保育を行っている児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものであること。
- ・ 望ましい食習慣の定着を促すとともに、児童の状態に応じた調理法や摂取量を考慮し、対応すること。
- ・ 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（厚生労働省作成 平成23年3月「厚生労働省ホームページからダウンロードできます。」）に基づき、食物アレルギー等への適切な対応を図ること。
- ・ 保育施設内で行う調理業務を委託する場合には、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号厚生省均等・児童家庭局長通知）の内容に留意すること。
- ・ 開設前に、開設する地域を管轄する関係機関で食品衛生にかかる助言、指導を受けるようにしてください。
- ・ 食事の提供および栄養管理について、相談等があればこども支援課へご相談ください。

2) 連携施設又は給食搬入施設において食事を調理・搬入する場合は、次の基準を満たしてください。

- ・ 連携施設又は給食搬入施設が本事業を実施する事業実施者と異なる事業者が設置・運営するものである場合は、委託する調理業務に関する内容を明確にした協定書等（契約書、覚書等）を締結すること。
- ・ 調理業務の受託者を、当該保育室における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養

面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

- ・ 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる事。
- ・ 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努める事。
- ・ 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育室にあり、その事業実施者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されている事。
- ・ 調理後、安全かつ衛生的に搬入を行うことができる事。
- ・ 連携施設又は給食搬入施設は、原則として同一市内にある事。

【3】 安全対策（一部推奨）

- 1) 事業実施者は、保育中の事故防止のため、利用児童の心身の状態等を踏まえ、保育施設等の安全点検に取り組み、安全確保の観点から保育環境の整備について適切に対応しなければなりません。
- 2) 災害や不審者からの被害など不測の事態に備え、緊急時の連絡網を作成し、日頃から避難経路を確認するとともに、消火訓練及び避難訓練を毎月1回以上実施すること。
・ 鹿沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 第8条
- 3) 利用者及び他の連携する機関との緊急時の連絡体制を取るとともに、緊急時の対応マニュアルを作成すること。
- 4) 保育中の体調不良、傷病及び傷害等が発生した場合に備え、嘱託医、利用児童のかかりつけ医等、必要な体制整備について適切に対応すること。

【4】 衛生管理等（一部推奨）

- 1) 児童の使用する設備又は遊具等については、安全かつ衛生の管理に努めてください。
- 2) 必要な医薬品、その他の医療品を備えておくようにしてください。
- 3) 保育従事者等の健康管理・手洗い・うがいを励行するとともに、園児の手洗い・うがいを習慣づけること、また、感染した園児の早期発見及び必要な予防接種等の接種励行を行うなど感染症の予防に努めてください。
感染症が発生した場合においては、嘱託医および関係機関の指導を受けるとともに、保護者へ連絡し受診を依頼してください。
- 4) 保育従事者および調理員は、毎月検便を実施する（費用は事業実施者負担）とともに、調理の際には、下痢、嘔吐、発熱などの症状、手指等に化膿創がないか等の点検を行う等細心の注意を払うようにしてください。

◆検便項目（赤痢菌、サルモネラ菌、病原性大腸菌 O26・O111・O157）

5）検食の保存（保育施設内で調理する方法により食事を提供する場合）

検食は、原材料及び調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に入れ、密封し、2週間以上冷凍保存すること。

なお、原材料は、特に、洗浄・殺菌等を行わず、購入した状態で保存すること。

6）調理の施設、設備、器具、容器、原材料の取扱い等については、衛生的な管理を徹底するために、自主点検を毎日実施してください。

【5】 健康管理等（推奨）

（ア）事業実施者は、利用児童に対し、保育の開始時の健康診断を含め、少なくとも年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法（昭和33年4月10日法律第56号）に規定する健康診断に準じて行うこと。また、毎月、身体測定（身長、体重測定など）を行い、成長記録をつけ、利用児童の健康状態および発育状態の把握に努めてください。

（イ）常に利用児童の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な対応を図ってください。

【6】 嘱託医の配置について（推奨）

地域型保育事業所においては、嘱託医を配置することが重要です。

ただし、連携施設から嘱託医による健康診断等に関する支援を受ける場合は、配置しないことができます。

嘱託医の配置に関しては、次のとおり書面を取り交わすことになります。

【直接契約等により委嘱する場合】

- ・地域型保育事業者と嘱託医との間で、契約書（合意書）を締結してください。
- ・嘱託医報酬については、双方の協議により決定し、市から支払う運営費（委託料）から支出し、地域型保育事業者が嘱託医に直接支払うこと。

【連携施設から嘱託医による健康診断等に関する支援を受ける場合】

- ・連携施設が、地域型保育事業者と別事業者が運営する施設である場合は、地域型保育事業者と連携施設との間で、協定書（契約書、覚書等）を締結すること。
- ・連携施設に対して支払う「嘱託医による健康診断等に関する支援経費」については、地域型保育事業者と連携施設の協議により決定すること。

○内科嘱託医に必要な業務内容

入所児童に対する健康診断（健康診断項目：学校保健安全法に準じる）及び保健衛生指導に関すること

- ・定期健康診断（内訳：乳幼児年2回以上）
- ・入所予定児健康診断
- ・感染症発生時健康診断

- ・保健衛生の普及及び予防並びに健康相談の実施
- ・保育所における保健管理に関し、必要に応じた指導と助言を行うこと
- ・その他保健衛生に関すること

○歯科嘱託医に必要な業務内容

入所児童に対する口腔健康診断及び口腔保健衛生指導に関すること

- ・定期口腔健康診断は、年 1 回実施すること
- ・口腔保健衛生の普及及び歯予防並びに口腔健康相談を行うこと
- ・口腔に対する救急処置をすること
- ・保育所における保健管理に関し、必要に応じた指導と助言を行うこと
- ・その他保健衛生に関すること

「学校保健安全法施行規則 第 3 条」等

【 7 】 連携施設（一部推奨）

1 連携施設の役割・業務について

（1）連携施設の要件について

事業の実施にあたっては、開設する地域型保育施設の近隣において、認可保育所、認定こども園、幼稚園（預かり保育実施園）のいずれかの施設を連携施設として設定する必要があります。連携施設は、複数設定することもできます。

（2）連携施設から受ける支援については次の支援とします。連携施設の設定にあたっては、双方のとの合意に基づくものとし、合意書等の締結をお願いします。

- ・屋外遊戯場の利用に関する支援
- ・合同保育に関する支援（児童の交流や、集団活動を通じた児童同士の関係作り）
- ・後方支援（相談・指導等の支援のほか、緊急時の代替要員の派遣等の支援）
- ・行事への参加に関する支援（合同で行事を実施するなどの支援）

2 連携にかかる費用について

連携にかかる費用については、双方の協議により決定し、地域型保育事業者が運営費の中から連携施設に支払ってください。

3 卒園後の受入れ先の確保等について

地域型保育施設を利用する児童が満 3 歳に達し、卒園する場合は、卒園後の受入れ先について、地域型保育事業者として確保に努めていただく必要がありますが、具体取り扱いについては、現在検討中です。

【8】秘密の保持等について

保育従事者等は、児童を保育するにあたって知り得た秘密（個人情報を含む。）を漏らしはなりません。事業実施者は、保育従事者等であった者が秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる必要があります。また、当該個人情報については、適正に管理してください。連携施設の関係者にも同様に適正な対応してください。

・鹿沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 第21条

【9】保護者への対応（一部推奨）

1) 保育を希望する児童及び保護者と事前の面談を実施し、保育方針、内容、保育時間、利用料金等の十分な説明を行ってください。

2) 保護者との連携においては、日々の児童の状況を的確に把握するとともに、保護者と保育従事者等で日常の利用児童の様子を適切に伝え合い、十分な説明に努めてください。

・鹿沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 第27条

3) 保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談等の保護者への支援を通して保護者自身の子育て力の向上を積極的に支援してください。

4) 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、速やかに市や関係機関に通報するとともに、連携し適切な対応を図ってください。

【10】苦情への対応について

事業実施者は利用者からの苦情に迅速に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するとともに、連絡先について周知を図るなどの必要な措置を講じる必要があります。また、本市より指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行ってください。

・鹿沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 第22条

【11】情報の提供について（推奨）

事業実施者は、利用希望者等が、適切にこの事業を利用できるよう、事業に関する必要な情報について、インターネットの利用、印刷物の配布などによる情報提供その他の適切な方法により周知が図られるよう必要な措置を講じる必要があります。

情報提供する事項は、次のとおりとし、あらかじめ市長に報告する必要があります。また、報告した内容に変更が生じた場合は、届出を行う必要があります。

A 事業実施者に関する事項

B 保育従事者等に関する事項

・保育従事者等の氏名、保育士等の資格及び保育従事者等の経験年数に関する事項

- ・実施施設の所在地及びその状況に関する事項

C 保育の内容等に関する事項

- ・利用日及び利用時間に関する事項
- ・利用者負担額に関する事項
- ・保育の方針及び内容
- ・利用定員（歳児別内訳含む）及び対象となる利用児童の要件
- ・自主事業に関する事項
- ・この事業に関する連携施設（施設名及び所在地）
- ・この事業の利用手続に関する事項
- ・事業実施者が当該保育室を対象に加入している賠償責任保険に関する事項
- ・その他必要となる事項

【12】専門性の向上

事業実施者は、保育従事者等の資質の向上を図るため、本市が実施する研修以外にも保育所保育指針を理解する機会を設けること等に努めてください。

- ・鹿沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 第10条

【13】その他

・特定地域型保育事業を実施する場合には、「鹿沼市特定教育・保育施設及び特定地域型運営に関する基準を定める条例」及び「同施行規則」を遵守し、こども支援課と協議してください。

・家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、小規模保育事業C型の設備と運営については、今後、示していきます。